

函館市自殺対策連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 本市における自殺対策について、関係機関・団体が連携し、総合的な自殺対策の推進を図るため、函館市自殺対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策に係る施策の総合的な推進に関すること。
- (2) 自殺対策についての情報収集に関すること。
- (3) 自殺対策に係る関係機関の連携方策に関すること。
- (4) その他自殺対策の推進に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 連絡会議の構成は、次に掲げる機関・団体のうちから市長が決定する。

- (1) 保健・医療・福祉関係機関
- (2) 大学・研究機関
- (3) 警察・消防機関
- (4) 教育関係機関
- (5) 労働関係機関
- (6) 司法関係機関
- (7) その他市長が適当と認める機関・団体

(議長および副議長)

第4条 連絡会議に構成員の互選による議長および副議長を置く。

- 2 議長は、連絡会議の進行にあたる。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡会議の開催は、市長が招集する。

- 2 市長は、連絡会議を開催するときは、次に掲げる事項を構成員にあ

らかじめ通知するものとする。

(1) 連絡会後の日時および開催場所

(2) 議事

(3) その他事前に通知する必要がある事項

3 連絡会議に、自殺の実態把握ならびに自殺対策についての情報交換および啓発活動を推進するため、関係機関等の実務担当者および関係者からなる実務者会議を置く。

(庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、函館市保健福祉部障がい保健福祉課において処理する。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に必要な事項は議長と協議のうえ、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月6日から施行する。